監査だより Vol.39

岩手県監査委員事務局 平成30年3月発行

☆ 平成 30 年度の監査計画が決定しました。 ☆

監査委員は、毎年度、「監査、検査及び審査の執行方針並びに実施計画」を策定し、当該年度の監査 等を実施しています。

過日、決定した平成30年度の「執行方針」の主な内容は、次のとおりです。

なお、実施計画については、別途、監査委員事務局ホームページでお知らせすることとしております。

【執行方針について】

【基本方針】

県の事務事業の執行について、内部統制や改善の プロセスを確認するとともに、予算執行の状況にも 留意しながら、正確性、合規性の観点はもとより、 経済性、効率性及び有効性の観点からも、監査等を 実施。

定期監査は、対象となる全機関に対し、財務監査 と行政監査を総合的・一体的に実施。

また、財政的援助団体等監査、指定金融機関等監査、現金出納検査、決算審査及び財政健全化判断比率等審査を厳正に実施。

なお、社会的関心が高い課題や早期に改善すべき と認められる事項について、行政監査を実施。

【定期監査の重点項目】

(1) 収入事務

(特に、調定の時期及び金額)

(2) 支出事務

(特に、期末手当、勤勉手当及び 高速道路利用に係る通勤手当)

(3) 補助金事務

(特に、対象経費及び完了確認)

「重点項目の選定理由]

(1) 収入事務

近年の監査において、調定の遅れ、調定金額の誤りなどの調定事務に係る指摘件数が増加傾向にあることから、昨年度に引き続き重点的に点検を行う。

<u>(2) 支出事務</u>

期末手当、勤勉手当及び高速道路利用に係る通勤手当の算定誤りは、追給又は返納額の影響が大きいこと、特に高速道路利用に係る通勤手当については、指摘件数も増加傾向にあることから、昨年度に引き続き重点的に点検を行う。

(3) 補助金事務

東日本大震災津波に伴う復旧・復興事業に関連した補助金に係る懸案事案の発生により、県行政における補助金等事務に対して県民の厳しい目が向けられていることを踏まえ、補助金に係る不適正事務の再発防止を図る必要があることから、昨年度に引き続き点検を行う。

☆ 平成29年度の監査結果と特徴 ☆

平成 29 年度に実施した監査の指摘件数は 60 件であり、前年度に比べ 12 件減少しました。

(平成30年3月1日現在)

監査の項目別	平成 29 年度	平成 28 年度	対前年度比	摘 要 (H29 の主な内容)
予算経理一般	1	_	+1	繰越額の不適当
収入事務	19	17	+2	調定の不適当→16
支出事務	26	34	Δ8	支払の遅れ→8 金額誤り→7、手当関係→8
契約事務	3	6	Δ3	契約方法の不適当→1 契約保証金の不適当→1
工事の執行	0	3	Δ3	
補助金事務	0	3	Δ3	
財産管理	4	7	Δ3	物品取得、管理、処分等の不適当→4
行政事務の執行	7	2	+5	執行管理体制の不適当→6
合 計	60	72	Δ12	

^{※1} 平成29年4月から平成30年2月までに実施したものであり、決算審査意見書の指摘件数とは異なるものです。

【特徴】

- ・ 指摘件数は、支出事務が8件減、財産管理が3件減など、前年度に対して減少しています。
- ・ 項目別の主な内容としては、収入事務では調定の遅れや誤り、支出事務では支払の遅れや手当等の誤支給、行政事務では執行管理体制の不適当なものなどが見受けられました。
- ・ 誤りや遅れ等の原因として、法令や制度等の理解不足のほか、組織のチェック体制の不備などが多く見受けられることから、法令や制度等の再確認、複数人による点検など、実効性のある再発防止策が求められます。

また、平成29年度における財政的援助団体等監査の指摘件数は次のとおりです。

監査の項目別	平成 29 年度	平成 28 年度	対前年度比	摘 要 (H29 の主な内容)
財政的援助団 体等	2	3	Δ1	勘定科目の誤り 立替払いの不適当

※平成 29 年度監査実施団体数 21 団体(監査対象団体数 59 団体)

^{※2} 平成 29 年度監査実施機関数は 338 機関です。(平成 28 年度監査実施機関数 323 機関)

☆ 平成29年度行政監査(特定テーマ)の結果 ☆

平成29年度の行政監査(特定テーマ)の結果は次のとおりとなりましたので、業務の参考にしてください。

第1 行政監査の概要

1 監査のテーマ

県の所管に属する公益法人の指導監督体制について

2 監査の目的

平成20年12月に、公益法人の制度改革を行うため、公益法人三法(注)が施行された。

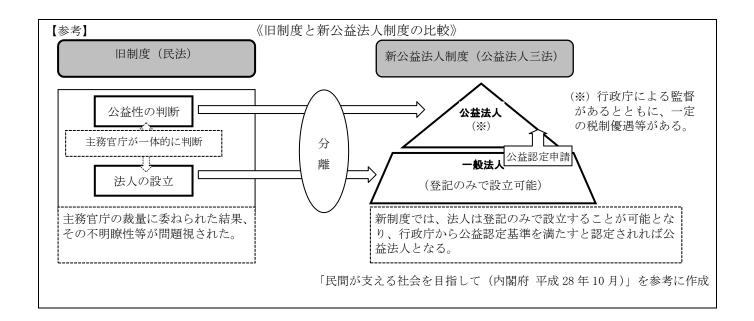
これにより、明治以来 110 年余にわたり続いてきた、法人の設立と公益性を主務官庁が一体的に判断する主務官庁制による公益法人制度から、法人の設立と公益性の判断を分離する新たな公益法人制度 (以下「新公益法人制度」という。) に移行された。

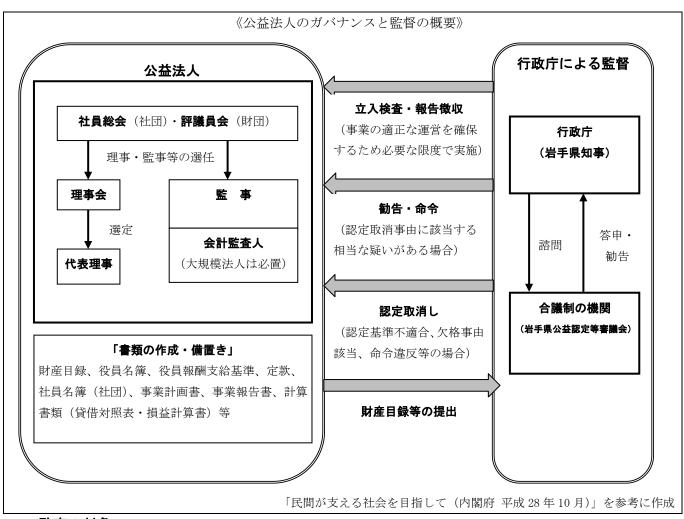
この新公益法人制度では、公益法人に対する指導監督の手続等が大きく変更され、本県においては、 行政庁である岩手県知事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「認定法」という。)に基づき、条例により設置された合議制機関である岩手県公益認定等審 議会(以下「審議会」という。)において、公益法人の認定に係る諮問・答申及び立入検査等の指導監督を行うこととなった。

法律の施行から5年間の移行期間が平成25年11月末をもって満了するとともに、新公益法人制度に移行した公益法人(公益社団法人、公益財団法人)に対する岩手県による初回の立入検査が全て終了したことを踏まえて、新制度の下での指導監督が法令等に基づき適正に執行されているか、また、効果的及び効率的に執行されているか、さらにはどのような課題があるかなどを検証し、公益法人の事業の適正な運営確保に資することを目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施した。

(注) 公益法人三法

- ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)
- ② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)
- ③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法第 50 号)





3 監査の対象

(1) 対象とする事務等

県の所管に属する公益法人の指導監督に係る事務を対象とした。

なお、指導監督に係る事務の範囲は、認定法に規定する、①報告及び検査(立入検査)、②勧告、 命令、③公益認定の取消し、④変更の認定、⑤変更の届出、及び⑥財産目録等の提出とした。

(2) 監査対象機関

以下の37室課を対象とした。

ア 公益法人の指導監督の総括及び審議会を所管している総務部法務学事課(以下「法務学事課」という。)

イ 公益法人の指導監督を所管している各室課(以下「各室課」という。)

公価は八ツ頂寺皿目で川目している石主味(次)「石主味」という。)					
部局等	室。課				
総務部	①法務学事課、②税務課、③総合防災室				
政策地域部	④政策推進室、⑤市町村課、⑥地域振興室、⑦科学 I L C 推進室、				
	8国際室				
文化スポーツ部	⑨文化振興課、⑩スポーツ振興課				
環境生活部	⑪資源循環推進課、⑫自然保護課、⑬県民くらしの安全課、				
	④若者女性協働推進室				
保健福祉部	⑤保健福祉企画室、⑥健康国保課、⑰地域福祉課、⑧長寿社会課、				
	⑩医療政策室				
商工労働観光部	②商工企画室、②産業経済交流課、②観光課、				
	③雇用対策・労働室、				
農林水産部	⑤農林水産企画室、⑥流通課、②農業振興課、②農産園芸課、				
	②森林整備課、③水産振興課				
県土整備部	③県土整備企画室、②都市計画課、③下水環境課				
教育委員会事務局	劉教育企画室				
警察本部	③県民課、⑥生活安全企画課、⑦組織犯罪対策課				

注 教育委員会事務局及び警察本部は、「知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程(昭和 41 年訓令第 29 号)」に 基づき、知事の権限に属する事務を補助執行している。

(3) 対象期間

平成28年度を対象期間とし、必要に応じて、過年度及び現年度を対象期間に加えることとした。

4 監査の着眼点

- (1) 公益法人に対する指導監督が、法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2) 公益法人に対する指導監督が、効果的及び効率的に執行されているか。 これらについて、「監督の基本的考え方(平成23年5月27日岩手県)」に基づき、指導監督が適 正に行われているか、体制面を含めて監査を行った。

【参考】監督の基本的考え方(平成23年5月27日 岩手県)抜粋

今回の公益法人制度改革により①監督についても主務官庁による裁量的なものから法令で明確に定められた要件に基づくものに改められたこと、②法律により法人のガバナンス(内部統治)及び情報開示について詳細に定められたことを踏まえ、また、③不適切な事案は制度に対する信頼を揺るがしかねないこと、④法人の実態を十分に把握しなければ効果的な監督を行うことができないことを考慮し、県の監督機関(行政庁たる岩手県知事及び法律で岩手県知事の権限を委任された岩手県公益認定等審議会)は、次のような考え方で公益法人(新制度の公益社団法人及び公益財団法人をいう。以下同じ。)の監督に臨むことを基本とする。

- (1) 法令で明確に定められた要件に基づく監督を行うことを原則とする。
- (2) 法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため公益法人が新制度に適切に対応できるよう支援する視点を持つ。
- (3) 制度への信頼確保のため必要がある場合は、問題ある公益法人に対し迅速かつ厳正に対処する。
- (4) 公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査等あらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める。

5 監査の実施方法

法務学事課及び各室課に公益法人に対する指導監督の状況等を照会し、提出された監査調書に基づき 実地監査を行った。

(1) 予備監査

平成29年11月に、事務局職員が法務学事課職員に対し、事前に提出を求めた監査調書に基づき、 公益法人の指導監督に係る事務の状況等について質疑等を行った。

なお、各室課に対しては、適宜、事務局職員が各室課の担当職員から聞き取り等を行い状況を把握した。

(2) 本監査

平成29年12月に、監査委員が予備監査結果を確認の上、法務学事課総括課長等への質疑・意見 交換等を行った。

第2 公益法人の現状

1 新公益法人制度への移行状況

本県において、平成20年12月から5年間の移行期間中に、計337の旧公益法人が新公益法人制度への移行を申請し、このうち、新公益法人制度による公益法人として移行認定を受けた公益法人は99法人であった。

移行申請法人数 337 法人

[内訳] ① 公益法人への移行認定 99法人

- ② 一般法人への移行認可 178法人
- ③ 解散·合併等

60 法人

2 公益法人の状況

本県の所管に属する公益法人は、平成29年4月1日現在において、公益社団法人が48法人、公益財団法人が49法人、合計で97法人となっている。

(平成29年4月1日現在)

部局等	室課	法人名
総務部 (11)	法務学事課(1)	公益社団法人岩手県私学振興会

	税務課(9)	公益社団法人盛岡法人会
	DE333 MICC - 7	公益社団法人花北法人会
		公益社団法人胆江法人会
		公益社団法人一関地区法人会
		公益社団法人気仙地区法人会
		公益社団法人釜石地区法人会
		公益社団法人宮古法人会
		公益社団法人久慈法人会
		公益社団法人二戸法人会
	総合防災室(1)	公益財団法人岩手県消防協会
政策地域部	政策推進室(1)	公益財団法人さんりく基金
(8)	市町村課(2)	公益財団法人岩手県市町村振興協会
	11. 1118/(-)	公益財団法人盛岡市都南自治振興公社
	地域振興室(1)	公益社団法人岩手県バス協会
	科学 I L C推進室(1)	公益財団法人岩手県南技術研究センター
	国際室(3)	公益財団法人岩手県国際交流協会
		公益財団法人花巻国際交流協会
		公益財団法人盛岡国際交流協会
文化スポー	文化振興課(2)	公益財団法人盛岡市文化振興事業団
ツ部(8)		公益財団法人岩手県文化振興事業団
	スポーツ振興課(6)	公益社団法人岩手県サッカー協会
		公益財団法人盛岡市体育協会
		公益財団法人岩手県体育協会
		公益財団法人北上市体育協会
		公益財団法人滝沢市体育協会
		公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団
環境生活部	資源循環推進課(1)	公益社団法人岩手県浄化槽協会
(5)	自然保護課(1)	公益社団法人岩手県猟友会
	県民くらしの安全課(2)	公益財団法人隅照会
		公益財団法人岩手県生活衛生営業指導センター
		公益社団法人岩手県青少年育成県民会議
保健福祉部	保健福祉企画室(1)	公益財団法人いわて愛の健康づくり財団
(13)	健康国保課(3)	公益社団法人岩手県栄養士会
		公益財団法人岩手県予防医学協会
		公益財団法人岩手県対がん協会
	地域福祉課(4)	公益財団法人江釣子福祉基金
		公益財団法人和賀町福祉等基金
		公益財団法人岩手県福祉基金
		公益財団法人一戸町社会福祉基金
	長寿社会課(1)	公益財団法人いきいき岩手支援財団
	医療政策室(4)	公益社団法人岩手県看護協会
	, , , ,	公益社団法人岩手県柔道整復師会
		公益財団法人総合花巻病院
		公益財団法人いわてリハビリテーションセンター

商工労働観	商工企画室(5)	公益社団法人北上青年会議所
光部(30)		公益社団法人花巻青年会議所
		公益社団法人水沢青年会議所
		公益社団法人江刺青年会議所
		公益財団法人いわて産業振興センター
	産業経済交流課(2)	公益社団法人岩手県トラック協会
		公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター
	観光課(2)	公益財団法人岩手県観光協会
	1969 61811 (-)	公益財団法人盛岡観光コンベンション協会
	 雇用対策・労働室(20)	公益社団法人陸前高田市シルバー人材センター
	, — , (, , , , , , , , , , , , , , , , ,	公益社団法人盛岡市シルバー人材センター
		公益社団法人花巻市シルバー人材センター
		公益社団法人宮古市シルバー人材センター
		公益社団法人釜石市シルバー人材センター
		公益社団法人一関市シルバー人材センター
		 公益社団法人大船渡市シルバー人材センター
		 公益社団法人北上市シルバー人材センター
		 公益社団法人奥州市シルバー人材センター
		公益社団法人遠野市シルバー人材センター
		公益社団法人二戸市シルバー人材センター
		公益社団法人矢巾町シルバー人材センター
		公益社団法人一戸町シルバー人材センター
		公益社団法人紫波町シルバー人材センター
		公益社団法人滝沢市シルバー人材センター
		公益社団法人八幡平市シルバー人材センター
		公益社団法人久慈市シルバー人材センター
		公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会
		公益財団法人岩手労働基準協会
		公益財団法人ふるさといわて定住財団
	ものづくり自動車産業振 興室(1)	公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センター
農林水産部	農林水産企画室(2)	公益社団法人藤沢農業振興公社
(9)		公益財団法人岩手生物工学研究センター
	流通課(1)	公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会
	農業振興課(1)	公益社団法人岩手県農業公社
	農産園芸課(1)	公益社団法人岩手県農産物改良種苗センター
	森林整備課(2)	公益社団法人岩手県緑化推進委員会
		公益財団法人岩手県林業労働対策基金
	水産振興課(2)	公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金
		公益財団法人岩手県水産振興基金
県土整備部	県土整備企画室(1)	公益財団法人岩手県土木技術振興協会
(3)	都市計画課(1)	公益財団法人盛岡市動物公園公社
	下水環境課(1)	公益財団法人岩手県下水道公社
教育委員会	教育企画室(7)	公益財団法人岩手県学校給食会

事務局(7)		公益財団法人岩手県高校教育会館
		公益財団法人岩手育英会
		公益財団法人伊藤育英会
		公益財団法人小林奨学育英会
		公益財団法人大船渡市育英奨学会
		公益財団法人岩手育英奨学会
警察本部	県民課(1)	公益社団法人いわて被害者支援センター
(3)	生活安全企画課(1)	公益社団法人岩手県防犯協会連合会
	組織犯罪対策課(1)	公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター
	室課計 37	公益法人計 97(公益社団法人 48、公益財団法人 49)

第3 監査の結果

1 公益法人に対する指導監督体制

(1) 行政庁(岩手県知事)と審議会との関係

認定法第27条第1項(報告及び検査)の権限(認定法第6条各号に掲げる一般法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。)は、同法第59条の規定により審議会に委任されており、実際に立入検査を実施する各室課の職員は、行政庁の職員の立場と審議会の庶務をつかさどる職員の立場とを兼ねて、両者の立場で立入検査を一体的に実施している。

(2) 指導監督機関の状況

公益法人の指導監督のため、総括公益法人指導監督員(法務学事課総括課長)及び公益法人指導監督責任者(公益法人を所管する各室課の長等)を設置し、総括公益法人指導監督員の総括のもと、公益法人指導監督責任者が指導監督の実務を行っている。それぞれの職員体制は以下のとおりである。

ア 法務学事課

総括課長を除き4名体制(非常勤専門職員1名を含む)であり、公益法人等に係る業務の平均経験年数は、平成29年4月1日時点で2.0年となっている。

また、非常勤専門職員は公益法人財務諸表等審査員として、主に公益法人会計の審査等を担当し、立入検査においては検査員として財務の状況を検査している。

なお、非常勤専門職員を除く担当職員3名は、公益法人に係る業務のほか法務担当業務を分掌している。

イ 各室課

各室課の長等を除き1名から6名体制であり、公益法人等に係る業務の平均経験年数は、平成29年4月1日時点で1.3年となっている。また、担当職員1人当たりの法人数は最大で9法人、最小で1法人と室課によってばらつきがあり、担当職員1名が9法人を担当しているところもある。また、担当職員は公益法人に係る業務のほか各室課の所管業務を分掌している。

【表1】 法務学事課及び各室課担当職員数等の状況

	平成 29 年	E度(H29.4.	1 現在)	平成 28 年度(H28. 4. 1 現在)		
区分	担当職員数	平 均 経験年数	担 当 職 員 1人当たりの 法 人 数	担当職員数	平 均 経験年数	担 当 職 員 1人当たりの 法 人 数
法務学事課	4人	2.0年	_	4人	3.3年	_
各室課	計 55 人	1.3年		計 53 人	1.3年	
	「最大 6人」		最大 9法人	「最大 5人)		最大 9法人
	(1室)		最小 1法人	(1室)		最小 1法人
	最小 1人		平均 1.7 法人	最小 1人		平均 1.8 法人
	(22 室課)			(23 室課)		
	平均 1.5 人			平均 1.2 人		
	l J			l J		
合 計	59 人			57 人		

- 注1 総括公益法人指導監督員及び公益法人指導監督責任者を除く。
 - 2 法務学事課の担当職員(4人)には、非常勤専門職員1人を含む。

(3) 各室課の担当職員に対する研修等

法務学事課においては、各室課の担当職員に対し、公益法人事務担当者研修会、公益法人の事業報告書審査研修会及び立入検査業務説明会をそれぞれ年1回開催しており、事務担当者研修会には担当職員のほか立入検査等を担当する各室課の職員が受講していた。

【表2】 公益法人に係る研修の実施状況(法務学事課主催)

		平成	29 年度	平瓦	以 28 年度
区分	対 象 者	受講者数		受講者数	
		担当職	員数 55 人	担当耶	战員数 53 人
①公益法人事務担当者研修 (事務担当者研修)	新任職員	66 人	120.0%	78 人	147. 2%
②公益法人事務担当者研修 (POSS操作研修)	新任職員	49 人	89.1%	19 人	35.8%
③公益法人の事業報告書審査研修	新任職員	32 人	58.2%	39 人	73.6%
④立入検査業務説明	当 年 度 検査担当者	22 人	40.0%	26 人	49.1%

注 POSSとは、公益認定等に係る行政側事務支援システムである。

(4) 指導監督機関(各室課)と公益法人との関係

各室課と、各室課が所管する公益法人との間には、県庁舎等の使用、一者随意契約による業務委託、出資・補助・貸付・損失補償及び指定管理等の関係があるほか、職員派遣や法人職員の受入などがあり、その状況を確認した結果、平成29年度は97法人中41法人(42.3%)が指導監督機関である各室課と何れかの関係を有していた。

また、抽出により確認した結果、公益法人指導監督責任者が、所管する公益法人の役員に就任しているところがあった。

【表3】 各室課と所管公益法人との関係(平成29年度)

各室課と所管公益法人との関係	法人数	割合
①庁舎(県庁舎、合同庁舎等)の使用	6	6.2%
②業務委託 (一者随意契約)	18	18.6%
③出資(出捐)	14	14.4%
④補助金交付	16	16.5%
⑤貸付、損失補償	5	5. 2%
⑥指定管理者	7	7.2%
⑦県職員の派遣、兼務	15	15.5%
⑧法人職員の受入	1	1.0%

(5) 指導監督体制に係る各室課の意見等

監査の過程において、各室課から次のような回答があった。

- ア 担当職員の経験年数が浅く、審査・指導に苦慮している。
- イ 会計関係は専門知識を必要とすることもあり、必要に応じ、法務学事課に確認しながら指導及 び審査事務等を行っている。
- ウ 書類審査については、法人認定に関する知識や過去の指導状況を理解している必要があり、適切な引継ぎと一定の経験がないと難しいと感じている。
- エ 担当職員は、立入検査を行ったことがないことから事務等に不慣れであり、準備等に時間を要している。
- オ 所管室課で事務不慣れなどの理由による指導監督に係る強弱がないよう、管理監督業務に関しては、県で所管する公益法人数に応じた人員を確保すべきものと考える。

2 公益法人に対する指導監督

- (1) 立入検査(認定法第27条)
 - ア 立入検査の実施体制及び実施方法
 - (ア) 実施体制

検査対象法人の事業所や検査事項の多寡等を踏まえ、法務学事課の担当職員1~3名、各室課の公益法人担当職員等1~3名の計2~6名の体制により立入検査を実施していた。

また、立入検査の実施に当たっては、各室課が第一義的対応を行っており、検査班の班長として各室課の主査以上の職員を充てていた。

(イ) 実施方法

毎年度、立入検査実施計画を審議会に報告し承認を得たうえで、当該計画に基づき実施しており、平成28年度は32法人の検査を実施していた。

立入検査の実施に当たっては、立入検査業務必携(平成24年5月岩手県)及び立入検査チェックリスト(内閣府作成、全国共通)に基づき、大きく①法人の組織運営、②事業の実施状況、③財務・会計の3つの役割に分担のうえ、関係書類に基づく検査のほか、法人運営全般について、代表理事などから説明を受けていた。

イ 立入検査の実施状況

(ア) 定期立入検査

新公益法人制度による公益認定後の初回の定期立入検査は、移行登記日後3年以内に全ての 法人に対し実施し、57法人については移行登記日の翌年度に実施していた。

また、第2回目の定期立入検査は、初回の定期の立入検査から3年以内に実施することとしており、平成28年度までに35法人に対し実施していた。

【表4】 立入検査の実施状況

	1 旦				
立入検査実施年度	移行登記日の 翌年度に実施	移行登記日の 翌々年度に実施	計	2回目実施 法 人 数	合 計
平成 28 年度	0	4	4	28	32
平成27年度	6	20	26	7	33
平成26年度	34	8	42	0	42
平成 25 年度	13	8	21	0	21
平成24年度	4	2	6	0	6
計	57	42	99	35	134

(イ) 臨時立入検査

臨時立入検査は、報告徴収等の結果、①再提出まで求めても資料が提出されない場合、②提出された資料により法人の運営に関する疑義が解消されない場合、③提出された資料によりさらに疑いが深まった場合などのほか、公益認定基準に関連する問題等が認められた場合に行うこととしているが、平成28年度は該当する案件がなく実施していなかった。

ウ 立入検査結果に基づく指導

平成 28 年度に実施した定期立入検査の結果、認定基準への抵触が認められた法人は6法人であり、審議会の決定を受けて、書面による報告徴収を行っていた。

なお、書面による報告徴収の結果、2法人については改善状況を確認するため、審議会の決定を 受けて、次年度に臨時立入検査を行い、改善状況を確認することとしていた。

【表5】 立入検査結果に基づく指導状況(平成28年度)

認定基準抵触の態様	法人数	報告徴収を した法人数	備考
①収支相償に抵触	2	2	
②公益目的事業比率に抵触、 変更届出の提出遅延	1	1	次年度に臨時立入検査を実施
③遊休財産保有制限に抵触	1	1	
④経理的基礎に抵触	2	2	1法人について、次年度に臨 時立入検査を実施
計	6	6	

注1 「収支相償」とは、公益目的事業(学術、技芸、慈善等の事業であり、かつ不特定多数の者の利益 増進に寄与する事業)に係る収入が、その事業に必要な費用を超えてはならないという基準(認定法 第14条)

- 2 「公益目的事業比率」とは、公益法人が行う全事業(収益事業等)中、公益目的事業の比率が50% 以上でなければならないという基準(認定法第15条)
- 3 「遊休財産保有制限」とは、公益法人の純資産に計上された額のうち、具体的使途の定まっていない財産の額が1年分の公益目的事業費相当額を超えてはならないという基準(認定法第16条第1項)
- 4 「経理的基礎」とは、公益目的事業を実施するために必要な基礎(財政基盤の明確化、経理処理・ 財産管理の適正性及び情報開示の適正性)を具備しなければならないという基準(認定法第5条第2号)

(2) 勧告、命令(認定法第28条)

新公益法人制度による公益認定後、勧告又は命令の対象となる法人はなく、審議会に諮問した法人はなかった。

(3) 公益認定の取消し(認定法第29条)

新公益法人制度による公益認定後、法人からの申請に基づき公益認定を取り消した法人が2法人 あった。なお、審議会に諮問した法人はなかった。

(4) 変更の認定(認定法第11条)

アー申請状況等

平成 28 年度は、公益目的事業の変更・統合等を理由とした変更認定申請が4件提出され、審議会に諮問のうえ認定していた。

なお、立入検査により新規事業の実施が判明し、指導を受けて事後的に変更認定申請を提出した 法人があり、審議会に経緯を説明のうえ変更認定をしていた。

イ 変更認定申請の審査

変更認定申請書の審査は、「【変更認定申請】審査チェックシート」等に基づき各室課が行い、各 室課の審査終了後、法務学事課が同書類を再審査するとともに、各室課に対し審査調書の作成及び 審議会で想定される論点の事前整理に係る支援を行っていた。

(5) 変更の届出(認定法第13条)

ア 届出状況等

平成 28 年度は、役員及び事業内容の軽微な変更等について、64 法人から 127 件の変更届が提出 されていた。

このうち、財産目録等の提出書類の審査や立入検査等において届出事由が発覚し、指導の結果、変更届を提出した法人も複数あった。

また、役員の変更後、3年11か月の長期間にわたり変更届を提出していなかった法人があった。 届出を行わなかった理由は役員変更の登記を失念していたためであり、改善策について報告徴収を 行い、変更届の提出を確認していた。

イ変更届の審査

変更届の審査は各室課が行い、このうち事業内容の変更に係る届出については、明らかに軽微と 判断されるものを除き、変更内容が軽微であるか否かについて、事前相談シートにより法務学事課 と協議のうえ判断しており、いずれも軽微な変更として受理していた。

また、役員の変更届にあっては、関係機関に照会のうえ、欠格事由の有無を確認していた。

(6) 財産目録等の提出(認定法第22条)

ア 提出状況等

事業計画書(事業計画書、収支予算書等)及び事業報告書(財産目録、計算書類等)は、全ての 公益法人から提出されていたが、提出が遅延した法人があった。

提出が遅延した法人に対しては、提出期限2週間後に督促メールが自動送付されるシステムとなっているが、当該公益法人を所管する各室課では、提出期限経過後直ちに電話又はメールによる督促を行っていた。

平成28年度は、事業計画書は最大で5日、事業報告書は最大で11日遅延した法人があった。

事業計画書の提出が遅延した主な理由は、提出済と誤認していたもの2件、理事会議事録の押印の遅れによるもの1件、提出期限を失念していたもの1件であり、いずれも当該公益法人を所管する各室課において口頭で指導をしていた。

また、事業報告書の提出が遅延した主な理由は、法人担当者がシステムに不慣れであったことによるものが2件であり、口頭で指導をしていた。

【表6】 事業計画書及び事業報告書の提出状況

	平成 28 年度		平成 27 年度		平成 26 年度	
区分	提出	うち遅延	提出	うち遅延	提出	うち遅延
	法人数	法人数	法人数	法人数	法人数	法人数
事業計画書	97	4	100	3	89	3
事業報告書	99	2	99	6	89	未集計

イ 事業計画書及び事業報告書の審査

事業計画書及び事業報告書に係る審査は、審査チェックリスト等に基づき各室課が行い、各室課の審査終了後、法務学事課が同書類を再審査していた。

(ア) 事業計画書の審査

平成 28 年度事業計画書を審査した結果、記載内容の誤りや書類の添付漏れ等があった法人が 19 法人あり、当該公益法人を所管する各室課の担当職員が電話又はメールにより記載内容の修正や追加書類の提出を求めていた。

(イ) 事業報告書の審査

平成27年度事業報告書を審査した結果、提出書類に問題等があった法人が68法人あり、このうち、記載内容の誤りや書類の添付漏れについては、各室課の担当者が電話又はメールにより記載内容の修正や追加書類の提出を求めていた。

また、認定基準に抵触していた法人が 21 法人 23 件あり、審議会の決定を受けて 9 法人に対し書面による報告徴収を行い、改善に向けた取組内容を確認していた。

なお、全国的には認定基準抵触を理由として報告徴収を行っている都道府県は少なく、本県においては報告徴収による指導を徹底していた。

【表7】 事業報告書の審査結果に基づく指導状況(平成28年度)

認定基準抵触の態様	件数	報告徴収を した法人数	備考
①収支相償に抵触	20	7	2年以上継続した公益法 人を対象に報告徴収
②公益目的事業比率に抵触	2	1	1法人は昨年度報告徴収実施済のため徴収せず
③遊休財産保有制限に抵触	1	1	
計	23	9	

3 公益法人の情報公開

公益法人の情報開示については、事業運営の透明性を確保し、その説明責任を果たす観点から、認定法の規定により事業計画書及び事業報告書を事務所に備え置き、請求があれば閲覧させることとされている。

平成29年度において、ホームページを有する公益法人は85法人(87.6%)あるが、このうち認定法による情報開示に加え、ホームページにより事業計画書及び事業報告書の情報公開を行っている法人は72法人(74.2%)であり、25法人(25.8%)についてはホームページによる事業計画書及び事業報告書の情報公開は行われていない。

【表8】 公益法人のホームページ (HP) による情報公開の状況 (平成 30 年 1 月 24 日現在)

HPの有無	法人数	割合	備考			
有	85	87.6%	事業計画書及び事業報告書の公表有無			
			公表有 72 法人 (74.2%)、公表無 13 法人 (13.4%)			
無	12	12.4%				
計	97	100.0%				

4 公益法人に対する支援

監督の基本的考え方の1つとして、「民による公益の増進のため、公益法人の新制度に対応できる支援の推進」を掲げており、公益法人に対する支援として、以下のような取組が行われている。

(1) 「いわて公益法人だより」の発行

法務学事課(審議会事務局)では、平成28年5月から「いわて公益法人だより」を発行し、セ

ミナー等の開催案内や審議会の開催日程、各種手続き上の留意事項などのお知らせのほか、公益法 人制度の解説を掲載し、周知を図っている。

平成28年度においては計6回発行し、各公益法人に対しメールにより配信している。

(2) 定期立入検査時における支援

立入検査業務必携においては、公益法人に対する支援等として、「検査結果の総括の終了後に質問等の機会を設けることが望ましく、新制度に不慣れな法人に対して分かりやすく説明することも法人に対する重要な支援と考えられる」とし、立入検査時には質問等の機会を設けるなど、公益法人制度の疑問点等の解消に取り組んでいる。

(3) その他の支援

このほか、会計処理や財産目録等の届出手続などに係る公益法人からの照会や相談に対しては、内容に応じて法務学事課又は各室課が随時対応している。

第4 監査意見

公益法人は、民間非営利部門の活動を担う代表的な主体として、行政や民間営利部門では提供できない多様なサービスを提供するなど、その果たすべき役割は益々重要になってきており、民による公益増進を図るため、公益法人の活動の健全な発展を積極的に促進していくことが求められている。

このため、新公益法人制度に移行した公益法人が、新制度に適切に対応して公益目的事業が適正に行われるよう、公益法人に対する指導監督を通じてその活動を適切に支援していくことが必要である。

このような観点から、監査委員は、新制度移行後の指導監督の状況や課題等を把握するために監査を 行ったものであり、その結果について、以下のとおり意見を述べる。

1 全体の評価

新公益法人制度への移行に伴い、立入検査等の監督権限のほとんどが合議制機関である審議会に委任され、その指導監督を担う各室課の職員も、審議会と行政庁の立場を併せ持ちながら、法務学事課の総括の下で同課と一体となって所管する公益法人の指導監督に努めており、法令で定められた要件に基づく指導監督は、おおむね良好に実施されているものと認められた。

2 意見

(1) 指導監督に係る組織体制等について

公益法人に対する指導監督は、各室課が指導監督等の事務を第一義的に行い、法務学事課が審議会の事務局として総括的な事務を行う「分散管理方式」により行われている。これにより、法務学事課は各室課に対し、立入検査等の指導監督業務への支援のほか、事業計画書、事業報告書等のダブルチェックなどを行っており、公益法人に対する指導監督業務の統制が機能しているものと認められた。

しかしながら、法務学事課及び各室課の組織体制の状況は次のとおり必ずしも十分とは認められない部分もあることから、今後さらなる組織体制の強化に向けて検討していく必要があると考える。

アニ法務学事課

法務学事課においては、審議会の事務局としての調整業務や各室課を統括する役割を担っているが、法務担当職員3名及び非常勤専門職員1名の4名体制の下で、37室課97公益法人を対象として立入検査をはじめ書類審査や各種照会、相談対応など、公益法人に係るあらゆる事務を他の分掌事務も担当しながら所掌している状況にある。これらの業務量が相当程度に及ぶほか、人事異動による職員構成の変化や緊急の対応が求められる事案が発生した場合などを考えると、その組織体制は必ずしも十分とは認められない。

今後、現在の分散管理方式に基づいた検討を進めていくのみならず、経営資源配分の最適化や業務の専門性の向上を図るため、例えば、公益法人以外の指導監督業務との統合などによる集中化を含め、より効果的で効率的な組織体制のあり方を広く研究していくことも有用であると考える。

イ 各室課

各室課においては、約6割が担当者1名という体制の下で指導監督に当たっており、組織上、上司等による助言やサポートが行われているものの、指導監督を所管する組織の体制としては必ずしも十分な体制とは認められない。

所管する公益法人数のほか、公益法人の事業内容や規模等に応じて担当職員を追加配置するなど、 指導監督業務に支障が生じないような体制とする必要があると考える。

(2) 職員の資質向上について

公益法人の指導監督を担当する各室課の職員は、法務学事課が主催する研修会や説明会に参加しているが、総じて公益法人の指導監督に係る知識や経験が不足している状況が認められる。また、法務学事課の総括的機能により指導監督業務の均質性は一定程度確保されていると認められるものの、担当職員の知識や経験の違いにより公益法人に対する指導監督に差異が生じることが懸念される。

各室課においては、立入検査や書類審査を行う担当職員を増やし、複数の職員に公益法人の指導 監督業務の経験を積ませたり、庁内各部局や外部の研修機関が開催する一般の企業会計等に係る研 修会など様々な機会を活用して担当職員の知識や経験の習得に努める必要があると考える。

また、総括の役割を担う法務学事課においても、各室課の担当職員を指導する職員の養成に努めるほか、各種研修会の開催や各室課に対する日常の支援を通じて、担当職員の資質向上と指導監督業務の均質性の確保に一層努める必要があると考える。

(3) 公益法人の運営体制等の日常的把握について

公益法人の中には、変更認定申請や財産目録等の提出が遅れたり、変更事由が発生しているにも かかわらず変更届が提出されないという法人も見受けられることから、各室課においては、公益法 人に対する事前周知の徹底のほか、あらゆる機会を捉えて所管法人の経営実態や運営体制等の日常 的な把握に努め、必要に応じて適時適切な指導を行うよう努めることが必要と考える。

また、公益法人の中には、県出資等法人や補助金交付法人等として、別途関係部局の指導監督等を受けている法人もあることから、各室課においては、これらの情報を入手し公益法人の経営実態や運営体制等を多面的に把握することによって、より効果的、効率的な指導監督ができるものと考える。

(4) 中立で独立性の高い指導監督について

立入検査等の監督権限は、有識者からなる合議制機関である審議会に委任されており、また、法 務学事課が各室課の指導監督の事務の総括を行うという体制の下で、制度的には、指導監督業務の 中立性及び独立性は確保されていると認められる。

しかしながら、公益法人指導監督責任者である各室課の長等が、所管する公益法人の役員に就任 している事例があるほか、公益法人の一部には、各室課の所管業務に係る一者随意契約による業務 委託や補助金交付、職員派遣などの関係も認められる。

これらの関係は、県の施策を推進するうえでの必要性に基づき行われているものと思料されるが、 所管公益法人の指導監督に当たっては、これらの関係が公益法人の指導監督に影響を及ぼすことの ないよう、十分留意する必要があると考える。

(5) 公益法人に対する情報提供等の支援について

公益法人に対しては、いわて公益法人だよりの発行による各種情報提供のほか、立入検査時に質問等の機会を設けることなどにより、新公益法人制度へ適切に対応できるよう支援が行われている。 公益法人に対する支援に当たっては、法令等を基本とした指導監督はもとより、公益法人ごとに組織体制、事業内容・規模等が異なることから、個々の公益法人の実態を十分踏まえたうえで、より丁寧でわかりやすい情報提供に努める必要があると考える。

また、公益法人からの照会や相談対応に当たって、各室課の担当者の知識等の違いにより対応が異なることのないよう、国等が作成する資料等の迅速かつ的確な共有に努める必要があると考える。

(6) 公益法人自らによる情報開示について

公益法人による県民への情報開示の方法としては、認定法で定める事業計画書及び事業報告書等の閲覧のほか、同法によらず公益法人自らが法人のホームページ等を活用して情報開示する方法があるが、ホームページがない法人があるほか、ホームページがあってもこれらの情報を公表していない法人も見受けられる。

このことから公益法人が県民や関係者の理解を得て公益目的事業を適切に実施していくため、公益法人に対しホームページ等を活用したより積極的な情報開示を促す必要があると考える。

☆最新情報☆

☆監査業務に関するアンケート調査結果について☆

監査業務について、平成 29 年度に監査を実施した全 338 公所の担当者にアンケート調査をお願いしました。 その結果 269 公所から回答をいただきましたので、その概要についてお知らせします。

【監査調書の作成について】

1 監査調書の項目数について

「適当である」という回答が 248 件 (92.2%) ありましたが、「やや多い」という回答が 21 件 (7.8%) ありました。

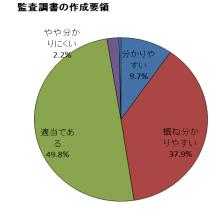
監査調書の項目数やや多い
7.8%

適当である
3
92.2%

2 監査調書の作成要領について

「分かりやすい」、「概ね分かりやすい」及び「適当である」という回答が合わせて 262 件(97.4%)ありましたが、「やや分かりにくい」「分かりにくい」という回答も7件(2.6%)ありました。

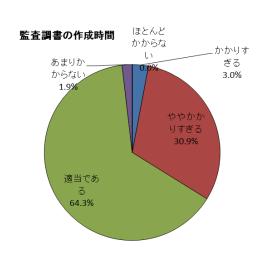
説明事項は、より分かりやすくなるよう改善を図ってまいります。



3 監査調書の作成時間について

「適当である」という回答が173件(64.3%)ありましたが、「かかりすぎる」及び「ややかかりすぎる」という回答も合わせて91件(33.8%)ありました。

監査調書の作成にはご苦労をおかけしておりますが、今後とも よろしくお願いします。

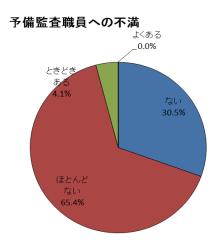


【予備監査時の職員の対応について】

4 予備監査時の職員の対応に不満を感じたことはあるか

「ない」及び「ほとんどない」という回答が合わせて 258 件 (95.9%)でしたが、不満を感じることが「ときどきある」という回答も 11 件(4.1%)ありました。

不満を感じた内容については、説明のしかたに関することなどでしたので、今後、さらなる改善に努めてまいります。

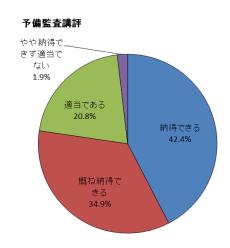


【予備監査の講評について】

5 予備監査従事職員の予備監査結果の講評の内容は、納得できるものか

「納得できる」「概ね納得できる」「適当である」という回答が合わせて 264 件(98.1%)でしたが、「やや納得できず適当でない」が 5 件(1.9%)ありました。

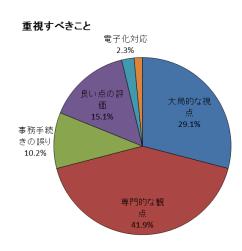
今後、さらなる改善に努めてまいります。



【監査において重視するべきこと】

6 今後監査業務において、どのような点を重視していくべきか

「専門的な観点から指導助言して欲しい」という意見が 111 件 (41.9%)、次に「細かいことにとらわれず、大局的な視点から監査して欲しい」という意見が 77 件(29.1%)あり、これらが大きな割合を占めています。

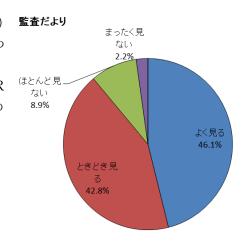


【監査だより】

7 監査だよりを見たことはあるか

「よく見る」、「ときどき見る」という回答が合わせて 239 件(88.8%) **監査だより** あった一方で、「ほとんど見ない」「まったく見ない」という回答も合わせて 30 件(11.2%)ありました。

今後とも、適正な事務執行のお役に立てるよう「監査だより」のPR に努めるとともに、みなさんに役立つ内容を情報提供するよう努めてまいります。



政監査も実施しており、事務事業の執行につ

いて、正確性、合規性のみならず経済性、効

率性、有効性の観点から監査を実施しており

確に示すことが難しい点がありますので、ご

なお、指標等の基準については、性質上明

【その他の意見・要望等】

8 次のようなご意見やご要望等をいただきました。(※抜粋)

_ 次のみつはこ息兄やこを至寺をいたにごました。(※抜件)					
ご意見等	回答(改善方針等)				
・ 全体的な資料調製方法については分かるが、個	・ 監査調書チェックポイントの説明事項の見				
別の様式ごとの記載要領が具体性に欠ける。	直しを行い、より分かりやすいものになるよ				
	うに努めます。				
・ 口頭で曖昧に指示され、当方の知識不足もあっ	・ 確認したい点については、質問の意図をわ				
てどこがポイントなのかわからない場合がある。	かりやすくお伝えできるよう努めます。				
・ 講評後の継続調査については、担当間で完結す	・ 予備監査の講評時点で保留とした案件につ				
ることなく、文書で照会するなど組織的に対応い	いては、予備監査終了以降にも追加資料の提				
ただくようお願いしたい。	出や内容確認をさせていただく場合があり				
	ます。				
	このことについては、予備監査と同様に予				
	備監査担当職員の対応となりますのでご理				
	解願います。				
・ 新設公所の監査については、1年経過した後の	・ 新設公所であっても、引継された業務の内				
翌年度からということにできないか。	容や当年度における業務体制等について聴				
	取の必要があると認められることから、設置				
	年度から監査を実施しています。				
・ 監査調書の提出は、7日前までに書面で提出す	・ 監査調書の提出については、資料の正確性				
ることとされているが、遠隔地の場合は到着まで	を期すため、受監公所で準備(印刷等)をお				
に時間を要するため、電子データでの提出も可と	願いしています。				
していただきたい。	なお、予備監査スケジュールを事前に公開				
	していますので、提出日を見据えてあらかじ				
	めご準備いただくようお願いします。				
・ 指摘基準(3万円以上の支出負担行為額の誤り)	・ 監査対象機関毎に公平な判断とするため、				
について、合計額ではなく、1件あたりの金額で	事務処理の区分に応じた指摘基準に基づき				
判断した方が望ましい。	監査を実施しているものです。				
・ 指標を明確にしてほしい。例えば民間企業であ	・ 定期監査においては、財務監査とともに行				

ます。

理解をお願いします。

(同様の意見複数あり)

かけをお願いしたい。

れば利益という指標があり、その実現のためには

制度改正も躊躇しないが、本県の場合制度の遵守

が先に立ち過ぎているように感じられる。合理的

でない制度や付加価値の低い事務は速やかに改め

られるよう、数値的な指標を明確とし、監査の側

面から合理的・効率的な組織を達成するよう働き

- ・ 監査調書様式について、エクセルでの様式も作 成願いたい。
- ・ 様式第2の1所掌事務の概要及び様式第2 の3執行状況を除き、エクセルの様式となっ ています。

なお、監査調書の提出は紙媒体で提出いた だいていますので、公開している様式と体裁 が異ならない場合は、ファイル形式は問いま せん。

- ・ 会計事務自己点検で是正、改善を行ったものについては、指摘事項とは別の扱いとしてほしい。 (同様の意見複数あり)
- ・ 予備監査実施前に、事務処理の誤りに措置 を講じている場合は、その内容に応じて、指 摘基準の適用を緩和する等の取扱いを行っ ていますが、その取扱いについては、個別の 状況を見て判断することになります。

なお、是正済みで指摘基準を緩和したものであっても、誤った処理が発生した事実には変わりないので、後日その内容を監査委員に報告し、本監査の際に改めて注意喚起をすることとしています。

- ・ 監査制度も大きく変わりつつあると思いますが、これを機に、監査の指摘基準の見直しを是非お願いしたいと思います。他の都道府県に比べて細かな指摘(県報登載)が多く、事業等の合理性・経済性・効果等についての指摘は殆どないと思います。3万円という金額で「指摘」とすることが他の都道府県と比べて妥当なものかどうか検討いただきたいと思います。
- ・ 今般、監査制度の充実強化を内容とする地 方自治法の改正が行われたところであり、今 回のご意見や他県等の動向等を踏まえて検 討していきます。



アンケート調査へのご協力に対する御礼

アンケート調査にご回答いただいた公所担当者の皆様には、業務多忙の中ご協力いただき、あいがとうございました。

いただいた意見の中には、すぐに対応できないものもありますが、事務局内で検討し、今後の監査業務の改善に反映していきたいと思います。

今後ともよろしくお願いいたします。